

第2回

新宿区次世代育成協議会

令和6年9月6日（金）

新宿区子ども家庭部子ども家庭課

午前 9時30分開会

○事務局 本日は、ご多忙のところご出席いただきまして、誠にありがとうございます。ただいまから、令和6年度第2回新宿区次世代育成協議会を開催いたします。

私は、当協議会で事務局を担当しております新宿区子ども家庭部子ども家庭課長の徳永でございます。以後着座にて進行をさせていただきます。

はじめに、定足数の確認をさせていただきます。

(定足数確認)

次に、資料の確認をさせていただきます。

(資料確認)

次に、本来ですと当協議会の会長の吉住区長から、皆さまへご挨拶差し上げるところですが、急な公務のため不在でございます。区長からの挨拶を預かっておりますので、子ども家庭部長の生田から申し上げます。

○事務局（代読） 皆さん、おはようございます。新宿区子ども家庭部長の生田でございます。大変お世話になっております。

本日、会長の吉住区長が出席できないため、区長から挨拶文を預かってまいりましたので、代読をさせていただきますと思います。

本日は、お忙しい中、そして大変お暑い中、新宿区次世代育成協議会にご出席いただきましてありがとうございます。

先週の台風10号による大雨の影響で、新宿区でも土砂災害警戒情報が発令されるなど、日本各地で記録的な大雨となりました。皆様におかれましては、被害やご不便等ございませんでしたでしょうか。崖やその周辺では、台風や大雨により地盤が緩むことで、崖崩れが起きるおそれがあります。日頃からお住まいの地域の崖の箇所について確認いただき、大雨のおそれがあるときには、東京都や気象庁、区からの情報を確認して、早めの行動を意識していただければと思います。

さて、7月に開催しました第1回次世代育成協議会では、次期計画の骨子案についてご意見をいただきました。また、8月に部会を開催し、次期計画の素案についてご議論いただきました。部会の皆さまからいただいたご意見や、庁内に設置した次世代育成支援推進本部会議での検討を踏まえてまとまりました計画素案について、本日の協議会でご説明させていただきます。

本日も、活発なご意見をどうぞよろしくお願いいたします。

令和6年9月6日。新宿区長 吉住健一。

以上でございます。どうぞよろしくお願いいたします。

○事務局 それでは、次第に目をお運びいただきまして、次第3です。

新宿区次世代育成協議会の条例の中で、会長が不在の場合についての代理の規定がございます。この中で会長が不在の場合は副会長がその職務を代理することになっていきますので、本日の進行は、福富副会長にお願いしていこうと思います。

本日、福富副会長は、会長代理という立場で進行していただくと同時に、部会の部会長としてもご発言いただく場面がございますので、よろしくお願いいたします。

○福富副会長 会長の区長が欠席ということで、進行を進めさせていただきたいと思います。

次に、議題3に入りたいと思います。3の中で（1）と（2）、（1）は「新宿区子ども・子育て支援事業計画（第三期）（令和7年度から令和11年度）」素案（案）について、（2）は「新宿区次世代育成協議会部会における検討について」、この2つ、分かれて書かれておりますが、一括して審議を進めていきたいと思っております。

第2回部会において、新しい計画素案につきまして非常に活発な議論をまいりました。部会での意見等について、私は部会長としての立場から報告をさせていただきたいと思えます。

第2回部会では、第1回次世代育成協議会におきまして決定した計画の骨子を基本的に踏まえて素案をまとめ、その中身についてかなり詳細な議論をさせていただきました。部会では主に議案における保育の質の向上、それから不登校児童・生徒への支援といったことを中心に具体の議論がなされてまいりました。

まず、不適切な保育など新しい課題が生じている中で、保育の質の向上として新たな取組を新宿区ではどのように行っているのか、あるいは行っていないのかについて、かなり熱心な質問、ご意見等がありました。

区からは、保育施設の管理運営、保育内容等について、区内の全ての保育施設を対象に指導検査を実施していること、それから改善を要する事項の指摘にとどまることなく具体的な改善策を事業者へ助言し、結果が承認できるまで粘り強く指導を行っているという説明が区からございました。

さらに、指導検査とは別の取組として、保育現場における課題や保育士の悩み等、個別の状況の確認等が必要な案件があった場合には、園長経験者等の区の相談員が現場に赴き、状況を視認した上で、指導助言を行っている、区からの報告でありました。

このように、不適切な保育など新たな課題への対応も含めて、常に質の向上に向けた取組を行っている実態が既にあることに則して、新しい素案の施策3-2の（2）の名称を、

「保育サービスの充実と質の確保」から、新たに「保育サービスの充実と質の向上」に修正をいたしました。

続いて、不登校児童・生徒への支援につきましては、区として把握している具体の数値を追記することにしました。さらに、不登校児童・生徒への支援につきましては、新計画の関連計画である教育ビジョンの中で取組についての記載がなされました。

さらに、子どもからの意見を聴取することの大切さ、保護者への情報提供の難しさや父親の育児参加をさらに促して、父親と子どもとの絆を深めることの大切さについてのご意見をいただきました。子どもの意見を聞くということに関して、タブレット等により子どもからの直接の相談を受ける事業を実施しており、取組の方向や主な事業としては記載していませんが、巻末にある事業一覧の中ではその旨具体的に記載がなされています。調査として、子どもからの意見をどう聴取し、聞き取っていくのかについては非常に難しいところで、これから部会としても検討して、皆さまのご意見をさらに伺いたいと思っております。

保護者に対する情報提供につきましては、ホームページをさらに充実させ、あるいはアプリでの発信、「新宿はっぴー子育てガイド」等を通じて、必要な情報をさらに入手しやすくなるように引き続き、区としては取り組んでいきたいということを部会としても確認いたしました。

さらに、父親の育児参加につきましては、これからも男性対象講座などの実施を具体にして、促進に努めていきたいという決意もいただきました。

部会での協議を踏まえて、新しい素案を作成し、皆さまに事前に郵送させていただいたところです。

部会での報告は以上です。

それでは、会長代理に戻りまして議題に移りたいと思います。

それでは、事務局から説明をお願いします。

○事務局 「新宿区子ども・子育て支援事業計画（第三期）令和7年度～令和11年度素案」の案をご説明します。

4月に行われましたこの協議会の中で、計画の骨子についてはご了解いただいているところです。この計画は、3章構成になっており、計画の骨子に沿いまして第1章と第2章の部分を肉づけしてまいりました。

まず、1ページです。新宿区子ども・子育て支援事業計画は、大きく2つの側面があります。次世代育成支援市町村行動計画という側面と、市町村子ども・子育て支援事業計画という側面です。

また、右上の「こども基本法に基づくこども大綱」は、昨年末、国の閣議決定がされたもので、このこども大綱を踏まえて、今回の計画は策定しているということを表しています。

1章、2章の部分は先ほど申し上げた次世代育成の市町村行動計画、それから市町村子ども・子育て支援事業計画の両方の側面が少しずつ入っておりますが、第3章の部分は市町村子ども・子育て支援事業計画に基づくということを図解しているページです。

次のページは、計画期間や新宿区のほかの計画との関係性について、あるいは国の法律との関係性について図解しています。

3ページ、こちらは今回の計画からの取組で、SDGsという観点からこの計画を見たときにどうなるのか、マークを使いながら示していこうと考えています。

4ページ以降、区の状況についての資料です。

9ページはこの計画の検討体制、点検や評価についてです。上の図の右側が次世代育成協議会です。このほか、この計画に関しては子ども・子育て会議という会議体もあり、その両方からのご意見をいただきながら、区の内部では部長級で構成している次世代育成支援推進本部の中で検討して、素案の案を作っています。10ページに進んでいただくと、前回の会議でも触れた子どもWebアンケートを、今回新機軸としてやっていきたいということの言及があります。（5）の部分は、点検や評価についてですが、各年度の住民基本台帳人口を基に、あるいは人口推計も使いながら、必要によって量の見込みについては見直していくこと、また、次世代育成支援推進本部会議や当協議会などにおいて、計画の進行管理はしていくことについて言及しています。

11ページ、12ページは、こちらは構成の説明です。大きなビジョンとして、「子育てコミュニティタウン新宿」をつくっていききたいというところの言及です。12ページは、「子育てしやすいまちの実現」のため、「子育てしやすいまちだと思える人」の割合を数値目標として、65%という高い目標を目指して取り組んでいきたいと考えているとともに、基本指標の「子どもの自己肯定感」の高さを指標として、5年ごとに確認していききたいと考えています。

13ページでは、計画の4つの目標を掲げています。4本柱で計画は体系化していきます。が、この4本柱そのものは現行計画と同じですが、その下に説明の文章の一部を変えて書いています。1番でいいますと、子どもが自らの意見表明をするというところがこども大綱の中でも非常に重視されている部分なので、それを入れ込んでいます。3番、「きめこまかなサービスで全ての子育て家庭をサポートします」というのは、支援サービスを行うことは、子どもの健全な育ちをつくっていくために実施していくことをより明らかにするために、「子どもの健全な成長と幸せな生活を実現するため、子育て中の親が心にゆとりをもって子

育てできるよう、子育て支援サービスの充実により、多様なニーズに対応していきます」という書き方にしました。前計画では各論的なことを書いていましたが、計画の土台となる子どもの育ちをしっかりと支えるというところにフォーカスした書き方に改めたところです。

14ページです。施策の体系ですが、4つの目標の下に、18個の柱を立ててやっていきます。先ほど福富副会長より、部会長のお立場からご発言いただいた部分は、3-2の(2)、真ん中より少し下に「就学前の教育・保育環境の充実」というカテゴリーがありますが、その2つ目のところを、骨子の段階で皆さまにお示ししたときは「保育サービスの充実と質の確保」と書いてありました。これを部会での議論等を頂戴しながら「質の向上」という書き方に改めています。

15ページ以降は、ライフステージ別に今回取り上げている主な施策について図解しています。

21ページから第2章が始まって、施策ごとに具体的に書いているページになっております。21ページは第2章の見方、凡例のページでして、冒頭申し上げたSDGsマークを加えているほかに、点線で枠囲みになっている注意事項の4番をご覧ください。この計画では、基本的に「子ども」という表記を使っています。法令や慣習的に、平仮名3文字で「こども」と書かれたり、漢字2文字で「子供」や「児童」と書かれたりする場合、それは原典の表記に従って書き分けていますので、ご承知おきください。

22ページ、施策目標の1です。昨年4月1日施行の「こども基本法」の中で、子どもの権利の擁護が図られ、ウェルビーイング、子どもが幸せな状態で生活を送っていけることができる社会を目指すということをうたっており、また、こども大綱の中でも「こどもまんなか社会」をつくっていかうということが触れられていますので、そういったところを書き足しています。

23ページに進みまして、ヤングケアラーの問題についても言及し、24ページの中でそのヤングケアラーの支援といったところの取組の方向も表したところです。

27ページにお進みいただきますと、児童相談体制の整備について言及しています。

31ページです。不登校児童の数について具体的な言及を、部会にご提出した段階では割合だけ書いていたのを、具体的な人数を書き足して、本日皆さまにご検討いただこうと思っているところです。

59ページまでお進みください。ここからが施策目標2になり、母子保健や「こども家庭センター」について言及があります。母子保健と児童福祉の一層の連携を図っていくということを、このこども家庭センターを使いながらやっていきたいと考えているところです。

また、今回の計画の中ではこの5年間、区としては様々な新規事業を立ち上げてきました。それについても記載をきちんとして体系の中に位置づけていくということをしております。例えば75ページには、ベビーシッター利用支援事業について言及しております。

77ページです。取組の方向のところです。経済的な負担感の解消に必要な施策については、国や東京都との役割分担、子育て支援に関する基盤整備とのバランス等を考慮しつつ、財源の確保に努めながら、経済的支援の確実な推進を図っていく考え方を書いています。

80ページ、81ページにお進みいただきますと、子どもの貧困の解消に向けた取組について書かれています。81ページで少々図解させていただいておりますが、従前は3つの大綱と呼ばれる国の指針を表すものがありましたが、昨年末に「こども大綱」に一本化されました。その中で、基本的な方針として6つありますが、その4番目に子どもの貧困の解消の言及があり、これまでと同様に新宿区としてもこの点について取り組んでいくことを、このページ以降書かせていただいています。

85ページにお進みいただきますと、保育園に関する言及のページになっています。現状と課題の一番最後の行で、就学前の教育・保育環境を充実することは、区にとっても引き続き重要な課題という課題認識をお示しし、取組の方向として、保育需要に応じた適正な保育定員の維持をしていくということを書いています。

87ページが、「保育サービスの充実と質の向上」の部分でして、ここの取組の方向の部分に区の取組をしっかりと書き足したというのが、部会から今日に至るところの修正点です。

92ページ、学童クラブについてです。学童クラブの現状という欄の一番最後の行ですが、需要の増加に対応できるよう、事業スペースの拡充を行っていくことを明記しています。

97ページです。医療依存度の高い子どもたちへの支援というのもしっかりやっていきたいと考えており、98ページにわたってそのことについて言及しています。そのほか、様々な子どもへの支援というのがこの辺りのページでは書いています。

103ページには、ひとり親家庭への支援への言及があります。105ページでは、この5年間の中で新たに取組んだ養育費確保支援事業について書いています。

112ページからは、4番目の施策目標のページが始まり、子育て環境の整備について言及しています。113ページ、114ページでは、新宿区では様々な地域の団体の方々が子育て支援の活動をしていますので、そういった方々への支援について言及しています。

以上、大変駆け足でございますが、7月にご了解いただいた骨子に基づいて肉づけした1章、2章の説明です。

125ページの3章からは説明者が替わります。

○事務局 皆さま、子ども家庭部保育課長の鈴木と申します。よろしくお願いします。

125ページ以降の第3章につきましては、私からご説明します。

まず、125ページの（2）ですが、こちらの第3章の位置づけを記載しています。子ども・子育て支援法において、国が教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業の提供体制等を推進するための基本的な指針を定めておりますが、国が定めたこの基本指針に則して、区市町村で5年を1期とする子ども・子育て支援事業計画を定めています。第3章は、そういった位置づけです。

具体的に策定する内容としては、先ほど申し上げた国の指針に基づき、必須記載事項と任意記載事項があります。この中の任意記載事項の5番が、今現在の子ども・子育て支援事業計画の記載事項に追加されたものです。国の基本的な指針は随時更新されており、今後も、例えば子ども誰でも通園制度などが新たに位置づけられていく予定となっております。

126ページをご覧ください。

こちらが子ども・子育て支援給付の内容を図で表したものです。下の図の上から2つ目の妊婦のための支援給付、妊婦支援給付金、それから一番下の乳児等のための支援給付、これは先ほど申し上げた子ども誰でも通園制度に当たりますが、今申し上げた2つが今の計画から新たな給付として位置づけられております。

129ページをご覧ください。

こちらは地域子ども・子育て支援事業を表組みで掲載しております。地域子ども・子育て支援事業は、保育を必要とする子ども、それからその御家族だけでなく、全ての子育て家庭への支援を目的とした事業となっておりまして、区が実施していくものです。129ページから130ページの上から4つ目の実費徴収に係る補足給付を行う事業、ここまで今の計画に位置づけられているものですが、5番目の子育て世帯訪問支援事業から、一番最後の乳児等通園支援事業、先ほどの子ども誰でも通園制度、この6つの事業が新たに位置づけられております。これまで区では、内部で13事業と呼んでおりましたが、これからは19事業になります。

131ページからは、新宿区内のお子さんの状況を掲載しています。未就学児は令和に入る前後から減少に転じており、小学校の人口は基本的には増えておりましたが、今後の見込みとしては今年度をピークに減少に転じる見込みとなっていること、保育施設の定員が10年前と比べると2,400人以上、定員を増加してきた状況、おめくりいただいて、待機児童の状況が4年連続ゼロとなっており、申込者も減少傾向にあること、保育施設の利用状況も令和3年度以降減少に転じていることや幼稚園の利用状況、学童クラブの登録状況、そういったところを説明しております。

138ページをご覧ください。

こちらは第3章が量の見込み、確保方策を主に掲載しているページとなっていますが、まず、保育について整備をしていくための提供区域の設定として、今の計画では幾つかの特別出張所管内を一つの区域として、表組みにある東南、中央、西北と3つの地域に分けて、地域の状況に応じた計画的な保育施設の整備を進めてきました。児童数に占める定員の割合というのは、令和2年度は50%台後半といったところが各地域の状況で、令和6年度は65%を超え、地域によっては71%後半になっている状況です。それとともに令和3年度以降、4年連続待機児童ゼロといった状況となっていることから、今後この計画では3地域ではなくて、区内全域を一つの区域として設定し、大規模な再開発事業により、子育て世帯の大幅増が見込まれる場合などの保育ニーズに対応できなくなることが明らかな場合に、エリアを限定して施設整備を検討していくということを掲載しています。なお書き以降のところが、そういった考え方で今後やっていくものですが、今後の社会状況ですとか、地域の状況に応じて、場合によっては見直しを図ることもあります。

2番の教育、地域子ども・子育て支援事業の提供区域の設定ですが、これまでもこういった事業については広域利用が行われていたもので、区内全域をこの計画を一つの区域として設定してまいります。

140ページをご覧ください。

一番下の保育所等の量の見込みと確保数です。基本的に令和7年度からの5年間ですが、この計画期間内における量の見込みに対する保育定員は、既に確保されているものと考えております。今後も社会情勢の変化や、地域の状況を注視し、場合によって量の見込みを変更せざるを得ないような場合は、適切な保育定員を確保してまいります。

141ページが、保育の5年間の量の見込みを表組みで掲載したものです。グレーがかかっているところ、中央ぐらいに4月1日の確保数、それから、その下のグレーのところ、年度末の確保数、その下に量の見込み、確保数から量の見込みを引いたものが一番下の差引数でございしますが、これが赤字になると、待機児童が生じてしまう見込みが出てしまうといった状況ですが、ご覧いただきますとおり、現時点でこの5年間で待機児童が発生する見込みはありません。

142ページが幼稚園等の量の見込みと確保数です。こちらも5年間を通じて、差引数が赤字となっておりませんので、5年間確保されている状況と見込んでいます。

144ページが保育と幼稚園を通じた量の見込みと確保数を5年間掲載しています。

147ページからは地域子ども・子育て支援事業、先ほどの19事業の量の見込みと確保方策を

それぞれの事業に応じて掲載しております。147ページは延長保育事業、それから148ページは学童クラブを掲載しています。学童クラブの確保方策の考え方をご紹介します。

学童クラブの定員確保については、学童クラブの定員に対する利用登録数や待機の状況などを総合的に判断し、近隣の公有地等や民間賃貸物件の活用を検討、それから小学校施設の利用について教育委員会との調整を行います。また、民間学童クラブの誘致についても検討していきます。このほか、待機児童がいる学童クラブの近隣小学校で「ひろばプラス」を実施していきます。

160ページからが、上の数字が（14）と書いてありますが、ここから先が新たに加わった6事業の量の見込みと確保方策を掲載しております。

162ページをご覧ください。160ページ、161ページについては基本的に区で既に実施している事業や国の基本指針等が出ていて、量の見込みと確保方策が具体的に記載しておりますが、17番の産後ケア事業以降の3事業につきましては、今のところ、国の基本指針や動向がいま一つ見えていないことから、今後の整理として検討していくという記載にとどめています。

私から、第3章の説明をさせていただきました。

○事務局 165ページ以降に、子ども・子育て支援に関する区の事業の一覧を参考としてつけています。

もう一点、本日カラー刷りの資料をお手元に机上配付しました。今ご説明した資料1の22ページと併せてご覧ください。レイアウトについてです。まず色をつけました。それからそれぞれの計画、現状と課題、23ページに入って取組の方向性、24ページにいくと主な事業というように、現状と課題、取組の方向、主な事業の3つを繰り返してこの計画書は記載されていますが、実際の計画書として作り上げていくときには、こういうレイアウトでご用意していきたいと思っております。

また、全部で4つの柱で施策目標を掲げるわけですが、施策目標ごとに色を変えて、このジャンル、このジャンルというのが直感的に分かるようにもしていきたいと思っております。

以上、大変長くなりましたが、資料の説明でした。

○福富副会長 どうもありがとうございました。

それでは、ただいまの部会の報告及び事務局からの説明につきまして、何かご意見、ご質問等々ございますでしょうか。

○委員 3点あります。まず1点目が、ページ14の全体の事業の体系のところで、目標3で第2期のものと比べて、前回大きな目標3がワーク・ライフ・バランスという言葉が前回入っていたと思いますが、それが3－6の枝分かれした部分に落とされてしまい、ワーク・ライ

フ・バランスの扱いが小さくなってしまったのは何故かお聞きしたいです。前回の部会の議論でもありましたように、やはり男性の育児参加はすごく大事になってきています。子どもが通っている保育園でも、送迎者の多くが男性です。そういう状況の中で男性の育児参加を考えても、ワーク・ライフ・バランスの問題とは切り離せないところだと思います。

2点目は、広報のところで、特にアプリについてです。「しんじゅく子育て応援ナビ」は、自分の子供の年齢を入力しても、両親学級や親子の絆づくりプログラム、母親学級などゼロ歳児を対象とした情報が表示されるばかりです。アプリを重視されるのであれば、年齢に適した情報が表示されるようアップデートいただいたほうがいいと思っています。特に冊子の「はっぴー子育てガイド」は、すごく充実した冊子になっていますが、1歳児以降は自分から区役所に出向かないと入手できないです。現在は、紙媒体で情報収集をするような父親母親は少なくなってきているので、例えばアプリにこの「はっぴー子育てガイド」をリンクするなど、デジタルをうまく活用した情報発信をされるほうがよりよいと思いました。

また、今回の素案には、ゆるキャラみたいなキャラクターが載っています。初めて知るキャラクターもあり、宣伝が不十分だと思いました。ゆるキャラというのは、一つのその都市を代表するモチーフですが、新宿区は多数のキャラクターがあり、知名度がないと思っています。キャラクターを刷新されてもいいのかなと思いました。

関連して、図書館のホームページです。これは165ページにも「こどもページ」でお知らせを書いているとありますが、情報の更新がされていない印象があります。定期的を開催しているお話し会などのイベント情報が載ってなくて、各図書館に問い合わせしなければわからない状況なので、調整いただけたらいいなと思いました。

3点目が、今回の第3期から取り入れられることになったSDGsについてです。時期的にもちょうど2030年までのSDGsとは合致していて、取り入れていただくのはいいと思いました。一つ気になったのが、貧困についてです。貧困は発展途上国の問題であり、日本には関係ないとする学生が多くいます。こういった状況で、「国の子どもの貧困」の言葉の記載があったほうが分かりやすいと思います。見た限り、子どもの貧困という言葉がなかったように思ったので、入れられたほうがいいと思いました。

また、SDGsの訳も文献によって違うので、キャッチコピーの図も含めて出所があったほうがいいと思いました。

○福富副会長 それでは、事務局からお願いします。

○事務局 子ども家庭課長です。

まず、13ページの部分のご指摘だと思います。13ページの3番、「きめこまやかなサービ

スで全ての子育て家庭をサポートします」というところについて、冒頭の説明でも書き方を全面的に書き改めたとお伝えしましたその部分についてのご意見だったかと思います。

現行計画で3番のところにどう書いてあったかをまず読み上げます。「子育てしやすい社会の実現に向けて、ワーク・ライフ・バランスを推進します。また、全ての子育て家庭が心にゆとりを持って子育てできるよう、多様な子育てニーズが対応できるサービスの充実を図るとともに、子育てサービスを必要としている人が気軽に利用できる環境づくりを進めていきます。さらに、保育園の待機児童解消対策を推進するとともに学童クラブの充実を図ります」、というように子育てサービスの各論についての言及があり、その中にワーク・ライフ・バランスのことについても言及していた書き方でした。

この間の議論の中で、子育て支援というと親目線、親への支援という目線がとかく強くなりがちなので、我々がやろうとしていること、あるいは国のこども大綱などでも子どもを真ん中に据えて、子どもの育ちを支えていこうということが大事なのではないかと議論があり、区としては子育て支援サービスというのは当然これからもやっていきますが、原点にあるのは子どもの健全な成長と幸せな生活を実現するためだということを、しっかりと書き込んだほうがいいのではないかというやり取りの中でここを書き改めたところです。

ですので、ワーク・ライフ・バランスのことが後退したというつもりは全くありません。子どもの育ちを支える中で、確かにワーク・ライフ・バランスの取れた社会は重要であり、様々な子育て支援サービスも重要であるという関係性をこの中で表したというような議論をしてきたと思います。

次に、周知の部分、主に73ページのところを拾いながらご発言いただいたと思います。「はっぴー子育てガイド」という紙媒体の冊子について言及いただき、お褒めいただきありがとうございます。こちらは新宿区で母子手帳をもらうタイミングでは全数お渡ししています。母子手帳をもらうタイミングで新宿区民でない方には、転入届などのタイミングでお渡しするようにしています。こちらの記載としては、未就学の段階のものが多くございますが、小学校、中学校についても言及のある冊子です。それを電子化、デジタルの力を使ってというようなご意見だったと思います。

区では、子ども分野に特化したアプリとしては、ご紹介いただいたような応援ナビのようなものを用意していますが、ほかにも、区の公式LINEを使った情報発信などもしています。そういう意味で少々情報が分散している嫌いがあるとすれば、そこは運用の中では工夫していきたいと思います。

それから、3点目のSDGsに関しましては、ご指摘のとおり定訳というのがあるようで

ないジャンルですので、今回依拠した出典の記載については、ご指摘のとおり記載していこうと思います。

以上です。

○福富副会長 よろしいでしょうか。

○委員 そうですね。2点目の広報については、せっかくある「しんじゅく子育て応援ナビ」をぜひ最大限活用されるのがいいと思うので、先ほど申し上げたリンクの件や年齢に応じた情報となっていないようですので、そのあたりは精査いただきたいなと思いました。

あと3点目の子どもの貧困についてもできれば言及いただきたいなと思いました。

以上です。

○事務局 子どもの貧困について、80ページ、81ページのところの言及では足りないというご指摘だったでしょうか。

○委員 施策3のところに出てくるので、目標1が出てくるのが最初の施策1のほうがより関連しそうな気がします。

○事務局 S D G s マークとの関連ということであれば、71ページをご覧くださいと、ちょっと印刷で潰れているかもしれませんが、1番のところについてはこのくだりにも貧困の解消というようなマークは入れさせていただいています。S D G s マーク自体、施策目標3-1とか3-2とか、4つの施策目標に対して、その下にぶら下がっている幾つかの枝の関係のところごとにS D G s マークは入れておりますので、貧困についての言及がない、S D G s マークがないというご指摘であれば、今ご紹介したようなところはそれに該当するのかなと思います。

○委員 分かりました。取りあえず言及はあったというところで理解しました。

○福富副会長 ありがとうございます。

ほかに何か。どうぞ。

○委員 2点あります。1つは25ページの虐待から子どもを守るための取組です。2019年に児童虐待防止法が改正されて、DVと子どもへの虐待が密接な関連があるということで、連携強化するようにと法改正されていると思いますが、DVとの関連性についてどこに反映されているのかを確認したいです。

もう1点は、162ページの産後ケアですが、先ほどのご説明で、こちらもしかと同じぐらいの時期に母子保健法の改正により虐待防止に資するということで産後ケア事業という話が国会であったと記憶がありますが、162ページでは今後各方策の考え方等について整理していきますと、結構時間がたっているのにまだこういう段階というのがどういうご事情があるのか、

差し支えない範囲で教えていただければと思います。

以上です。

○**福富副会長** それでは、事務局からよろしくお願いします。

○**事務局** 児童相談支援担当です。

DVと虐待の関連性についての記載について、お尋ねがありました。こちら子どもの虐待とDVの関連性については、27ページの子どもの虐待4つのタイプの④心理的虐待、この中でドメスティックバイオレンスの目撃に関しては心理的虐待に当たることを記載しております。配偶者暴力相談等の連携に関しては、通常の関係機関の連携の中の範囲に入っていると考えており、特にそこを抜き出しての記載は今回行っておりません。子ども家庭・若者サポートネットワークの連携の中で、必ず情報共有は行っており、前のページの26ページ、こちらのサポートネットワークの主な構成機関の中に女性相談等も記載しております。

○**福富副会長** いかがですか。

○**事務局** 健康部健康政策課長です。

産後ケアのご質問をいただきました。具体的に申し上げますとショートステイ型につきまして、今年度1施設拡充いたしまして、4施設で行っています。今後もショートステイ型デイサービスを含めまして、拡充を図っていきたいと考えています。計画にもそういった方向性を、ご指摘のように拡充していくというような決意表明ではありませんが、加筆をさせていただければと思います。ありがとうございます。

○**事務局** 子ども家庭課長から補足させてください。まず、産後ケア事業について、現在実施している事業は177ページの事業一覧の中で言及させていただいており、健康政策課長が申し上げましたように、3種類の産後ケアの類型は実施しています。162ページの「整理していきます」というのは、量の見込みを計ることについては今後やっていくということです。量の見込みの計り方について、まだ国から、計算式や調査に基づいて計ることなどが示されていないので、それ以前のページのようなスタイルで量の見込みが書けませんので、国の計算方法の指針が出次第やっていくという趣旨でございます。そこは少し分けてご理解いただければと思います。

○**委員** ありがとうございます。産後ケアはよく分かりました。

虐待についてですが、面前DVが虐待に当たるというのは、随分前に厚労省のほうではつきり言っていて、その上で2019年の改正でDVとの関連、連携してやるようにと改正されているので、国の方針を反映したほうがいいと感じました。

以上です。

○**福富副会長** ありがとうございました。まだ訂正する機会がございますので、今日のご意見等々を十分踏まえた上で校正を続けていくという形で進めたいと思います。

○**委員** 私から2点あります。

1点は、放課後の居場所についてです。19ページの一番上を見ていただくと、放課後の居場所の充実について、小学生は充実していて、学童クラブについても質の向上とスペースの拡充を示していただいています。中学生以上になるといきなり少なくなる感覚があります。今後中高生の居場所をもう少し拡充していただけたらと思っております。その辺、区があれば、お聞きしたいと思います。

もう一つは、まなびの教室についてです。まなびの教室へ不登校児は通えない状況にあります。登校日数によってまなびの教室に通えるか通えないかが決まってくるということですが、不登校児でもまなびの教室だけは行けるという子も結構いるという話も聞いていますので、今後、不登校児に対する対策として、まなびの教室に不登校の子も参加できるような取組をしていただけるとうれしいなと思っております。

○**事務局** 教育支援課長です。まなびの教室のことについてご回答をしたいと思います。

まなびの教室というのは発達障害等の児童生徒が授業から離れて、その教室で週に1時間とか2時間とか学ぶという形でやっているものです。まなびの教室に該当するかは、就学支援委員会等の中で判断しています。判定するときには、行動の観察や心理検査を受ける必要がある場合は受けていただくので、不登校の方ですと行動の観察をすることができない、判定作業が進められないということで、ご指摘があったと思っています。まなびの教室は不登校対策ではないので、それをこれから先結びつけることは難しいと思いますが、不登校対策では一人一人に寄り添って、どういったことがその方にとっていいのかということは考えていくべき問題だと思いますので、どのような学習の場が最も適しているかを、個別のケースとして考えていく必要があると考えています。

○**委員** ありがとうございます。まなびの教室は、希望者が多くて、待ちがいっぱいいるような状態なので、まなびの教室に通っていてもだんだん不登校傾向にあり、不登校になっていった時点で登校日数が足りないから対象にならないというお話を聞いたので、もしかしたら現場ではそういう感じでされているのかもしれませんが。その辺の調査や実態把握をしていただけるとうれしいなと思います。

○**事務局** まなびの教室の現状について、お伝えしたいと思います。

まなびの教室は1年間まず使ってみるというような形になっております。1年間やった後で学校、保護者ももう1年必要であるというようなことになれば、学校から申請が来て、1

年間延長という形を取ります。指導を続けて、そして再度必要となれば、3年目は再度の申請という形でもう一度手続を行って、再度入室していただく形になっています。必要な方については年数で切ることではなくて、検証をしながら使い続けていただくという形になっております。また、10年前から比べても対象者が増えているのは事実ですので、年度初めに対応できる教員数が、東京都から決められてくるという形になっております。

年度の初めに決められた教員数の中で、年度途中に増えたお子さんも加えながら対応していくため、そういうところで待機がいると受け止められているのだと思いますが、年度途中からでも入れる仕組みになっています。

○事務局 子ども家庭支援課長です。

素案の188ページの施策3－3、放課後の子どもの居場所の充実の事業一覧に、「中高生にとって魅力ある居場所づくり」で書かせていただいております。児童館等での中高生タイムの実施や、子ども家庭支援センターを有効活用し、中高生の居場所を拡充しますというところで、現在も実施しておりますが、事業としては書かせていただいております。

○委員 ありがとうございます。中高生の居場所ですが、児童館が地域にないようなところもあると思いますので、児童館や子ども家庭支援センター以外でもぜひ検討いただけるとうれしいと思っております。

以上です。

○福富副会長 それでは、いろいろ貴重なご質問、ご意見ありがとうございました。

今日いただきましたものは、事務局で再検討いたします。計画の訂正その他については、時間の許す限り続けていきたいと思っております。若干の文言の修正等々もあろうかと思いますが、それにつきましては次回の会議まで事務局にご一任いただければと思っております。

会長と副会長の私が確認する段取りでこれから進めてまいりたいと思っておりますが、そのような扱いでよろしいでしょうか。

どうもありがとうございました。

では、次の議事に入ります。

○事務局 それでは、4番の報告、適切な保育基盤整備の推進につきまして、保育課長からご説明させていただきます。

資料2、A4カラー刷りのものをご覧ください。

こちら、適切な保育基盤整備の推進について、前回の協議会、本協議会でも内容はほとんどの部分をご覧いただいているものです。一部内容に変更がありましたので、そちらを中心にご説明申し上げたいと思っております。

まず、上から2つ目の大規模再開発に伴う新設というところで、（仮称）ニチイキッズ新宿御苑保育園というのが掲載されています。前はどちらの保育事業者が手がけるか未定だったので、四谷四丁目計画というような書き方をしていましたが、仮称ではありますが保育園名が入り、定員の増減数につきましても、前は再開発区域の中の保育園に充てる面積で、おおむねこのぐらいの人数というところで、目安として46名という定員を記載させていただきましたが、調整によりまして、1歳から5歳まで9名定員の45名定員ということで、更新をさせていただきます。

それから、上から3つ目の認証保育所の認可化でございますが、こちらも前回から基本的には内容の更新はありませんが、一応ご紹介させていただくと、この認証保育所がある地域で東販の本社跡地において建て替えがあり、それによってマンションができる関係で移転し、認可保育園として新たに新設するというものです。

上から4番目のピンクがかかったところですが、既存認証保育所の廃園1所として、エデュケアセンター・新宿というところが、来年4月閉園する予定でしたが、入所児童の確保が困難となったため閉園です。こちらの閉園については前回の表には掲載されておりませんでしたので、今回こちらが加わっています。

この結果としまして、前回お示ししたときには令和7年4月の定員増減計として、101名と掲載させていただいておりましたが、今申し上げた閉園等ありましたので、78名の増ということに落ち着いています。

それから、2番目の表は定期利用保育の推進で、こちらは前回お示したものと変わっていません。保育施設定員の推移という棒グラフですが、令和6年度から令和7年度まで、先ほどの増減があった関係で78名の増として、令和7年4月の定員予定としては8,340といった見込みで立てているところです。

説明は以上です。

○**福富副会長** それでは、適切な保育基盤整備ということに関しまして説明をいただきましたが、これにつきまして何かご質問、ご意見ございますでしょうか。

それでは、個別的なことについての質疑は以上で終わりたいと思います。

次は、次世代育成に関わる全般につきまして、委員の皆さまから何かご意見いただければと思いますけれども、いかがでしょうか。

ご意見がないようですので、今日お二方の先生方に来ていただいていますので、お二人の先生方、まず、石井先生、よろしくお願いします。

○**石井委員** 大妻女子大学の石井と申します。

私からは2点あります。一つが、「量から質」へ転換していく時代であることです。保育のニーズ量は、推計上、特にゼロ歳児の人口が微増していく計算になっていますが、おかしな量がいくつかの自治体出ています。なぜなら、令和2年の少々飛び出ている部分が計算式に入ってしまうからです。そのため、新たに整備する必要が生じています。

新宿区として次の計画において保育園の数をやみくもに増やさないという方向性出したことは、素晴らしいと思っています。今後は、どのように質を向上させるのかが課題になります。行政として当然実施する指導検査を堂々と継続していきますというのは、当たり前ではないかと思いました。この他、研修の充実、相談が出てきていますが、果たしてその3つで向上できるかというのが一つ課題になってくると思います。

今後、検討のポイントとしては、研修を継続して実施したとして、果たしてそれが効果的か分からないという話です。「各施設の人材育成ニーズにきめ細かに対応した研修を、その施設で実施します」と、187ページに盛り込まれていますが、どのぐらいの園で実施可能かが未知数だと思いました。できるだけその園の状況に応じた内容で、これが新宿の保育であるという方向性に、ずれていないような保育の質の向上を目指していただけるといいと思います。

保育のボトムアップ、不適切を出さないという文脈ではなくて、新宿区から発信する好事例をどんどんつくっていくために、あるいは遊びを通して教育を行うにはどうしたらいいか、やっていくために何が必要なのかといったときに、各種研修の充実のところに、園内研修とか公開研修とかが入っていないのはすごく寂しいことだし、187ページの評価のところも、自己評価という文言が一切入っていないのもちょっと寂しいなと思います。区としてどのように質の向上をやっていくのか見え隠れはしますが、ぼんと出ていないところが少々気になりました。それが1つ目です。

2つ目ですが、後ろの180何ページ付近に担当部署がありますが、個人的にはもっと横断的でいいと感じています。質全体を考えていくには、全部横断的じゃないと難しいだろうなと少々思いました。量から質への具体的なものをもっと出せないかというところが、私の意見でございます。

以上でございます。

○福富副会長 ありがとうございます。かなり難しく、微妙な問題で、これから検討しなければならないご指摘が多々含まれていたと私は感じました。

では、太田先生お願いします。

○太田委員 部会の皆さま、貴重なご意見をありがとうございました。この素案を拝見してい

ますと、本当に様々なことが盛り込まれて、前回と比べたら内容や質は上がっていると思います。実際に日々の生活の中でお子さんたちの困りごとをどう解決していくかというときに、壁にぶち当たることを私たちに教えていただき、そういうところが困られているのだと改めて分かりました。これをどう運用していくかだと思いますし、本当に内容のあるすばらしい計画ではありますが、どう区民の方たちに伝えていくか、困っているときにここにあったと思ってもらえるアクセスのしやすい情報であり、サービスであり、施策であればと思っています。なかなかそこが難しいということがありますので、SNSなどの新たな方法をどのように使いながらやっていくか。また、外国の方たちも4万人いらっしゃるということですから、その方たちにどう伝えていくか。そこがこれからの課題と思います。

また、子どもの声を聞くことを大切にしようということが、今回はかなり盛り込まれていますから、そこを新たな視点として、充実して運用できるように見ていければと思っております。作成に関わってくださった方々、いろいろな意見を出していただいた方々、ありがとうございました。

○**福富副会長** ありがとうございました。

それでは、最後に私から。この数年間で、教育が本当に変わってきたと感じています。教育の質のありようが変わりつつあり、現場は今ものすごく模索しています。教育の在り方について、様々な形で量的な変化を求めています。

ところが、その量の変化だけではつかまえ切れない質的な変化というものも、子ども自身にも起こっているなど感じています。コロナ問題は、教育のありようというものを大きく刺激しました。これからの教育をどのように展開していけばいいのか、現場が今、模索しています。

そういう意味で、新宿区の次世代育成に関わりましても皆さまからの忌憚のない様々なご意見、ご質問等々を頂戴しながら、新宿の教育、日本の教育に向けて新宿から何か発信できれば、これほどすばらしいことはないと思えます。今日のご意見等々を伺っていると、それがきっと新宿はできるのだろうと思っております。皆さま、これからも新宿区の、あるいは東京都の、いや日本の教育のありようということに関して、新宿区が一つの発信の母体になれるような、そういう会議で成果を上げられればよいなと思っております。

本当に今日はいろいろ貴重なご意見、ありがとうございました。

最後に事務局のほうから。

○**事務局** 今後のスケジュールでございます。今日、資料1でお諮りいただきました第3期計画については、大筋了解いただきました。本日いただきましたご意見を踏まえた修正検討な

どを行い、会長、副会長に確認させていただきながら、素案を確定していきます。

素案が確定しましたら、区民向けの説明会やオンライン配信により説明をするようなコンテンツも作ろうと思っています。パブリック・コメントや子どもWebアンケートなどで、区民の皆さまからのご意見を秋から冬にかけて募集していきます。

部会は来年1月頃、本日お集まりいただいている当協議会は来年2月頃を予定しています。1月、2月の会議の中では、パブリック・コメントの中で出た素案に対するご意見などをご紹介しますとともに、案として固めてまいりたいと思っておりますので、ご承知おきください。

事務局からは以上でございます。

○福富副会長 それでは、当協議会を終了します。

なお、今日いただきましたご意見を含めまして、時間の許す限り事務局と相談しながら、細かい修正、字句の文言の修正、は続けていきたいと思っています。

本当に今日はありがとうございました。

午前11時06分閉会